

令和5年第19回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和5年12月7日（木）
- 2 場 所 宝塚市役所 2－4会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時30分
- 5 出席した委員の氏名
五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者
学校教育部長 坂本 三好 教育企画課長 岡本 進
社会教育部長 番庄 伸雄 職員課長 奥田 利富美
教育企画課係長 板垣 慎一郎
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
議案第25号 令和6年度（2024年度）宝塚市公立学校教職員異動方針の決定について
議案第26号 令和6年度（2024年度）宝塚市公立幼稚園教職員異動方針の決定について
議案第27号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算（第8号）（案）の提出について
意見を申し出ることについて

会議の概要

開会 午後 2時00分	
五十嵐教育長	令和5年第19回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられません。
五十嵐教育長	本日の署名委員は春日井委員でございます。よろしくお願いします。 本日の付議案件は、議決事項2件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。
岡本課長	本日の付議案件は、議決事項2件です。 案件については、一覧のとおりです。 また、本日追加の案件として、議決事項が1件ございます。 議案第27号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算（第8号） （案）の提出について意見を申し出ることについて、です。 審議の順番としましては、議案第25号及び議案第26号につきまして、一括でのご審議をお願いし、最後に議案第27号の審議をお願いします。
五十嵐教育長	それでは、議案第25号 令和6年度（2024年度）宝塚市公立学校教職員異動方針の決定について、議案第26号 令和6年度（2024年度）宝塚市公立幼稚園教職員異動方針の決定について、担当課より一括して説明をお願いいたします。
奥田課長	議案第25号 令和6年度（2024年度）宝塚市公立学校教職員異動方針の決定について、及び議案第26号 令和6年度（2024年度）宝塚市公立幼稚園教職員異動方針の決定について、提案理由をご説明申し上げます。 本件は、令和6年4月1日に行う公立学校及び公立幼稚園の教職員に係る異動について、その方針を決定しようとするものです。 公立学校においては、学習指導要領に基づき、また、公立幼稚園においても、幼稚園教育要領に基づき、それぞれ教育課程が実施されています。学習指導要領や幼稚園教育要領では、それぞれの発達段階に応じて、子どもたちの「生きる力」を育むことを基本的な考え方とし、そのねらいを実現させる

ためには、学校・幼稚園において創意工夫による教育課程の実施と、開かれた特色ある学校・幼稚園づくりのより一層の推進が重要です。

これらの観点を踏まえて、令和6年度の異動方針としましては、全市的視野に立ち、公正かつ適切な人事異動を行うものとし、清新明朗な気運の醸成に努め、もって学校・幼稚園運営の活性化を図ろうとするものです。

具体的には、1ページをご覧ください。

第2項に具体的方針を掲げています。3つありまして、昨年度と基本は変わっていませんが、まず異動の対象としましては3年目以上在勤した者とさせていただきます。次に新規採用者の異動としましては、豊かな教職経験を積ませる視点を考慮して行うということを掲げたいと思っております。

最後に休職中、療養中、派遣中、産前産後休暇中、育児休業中等の者は原則として異動は行わないとさせていただきたいと思います。

2ページを見ていただいて、こちらの(3)配置換というところがありますが、こちらの項目イにおいて、管理職以外の者については、人事異動の希望を徴取して計画的に行うということを掲げさせていただいています。

3ページ目を見ていただいて、公立幼稚園の教職員異動方針につきまして第2項の具体的方針としまして(2)幼稚園教諭の異動について園長等の意見具申を基にして職員構成等の適正化を図る、ということをお願いいたします。ただし、公立学校の異動方針と同じく、長期療養中の者、休職中の者、産前産後休暇中の者、育児休業中の者等は原則として配置換は行わない、とさせていただいています。

最後に、同一園における長期勤務者及び新規採用者の異動を積極的に進めることとさせていただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長

ありがとうございました。

この件について何かご質問ご意見はございますでしょうか。

木野委員お願いします。

木野委員

昨年度と基本的に変わっていないということでしたが、少しは変わっているということでしょうか。学校の方と幼稚園の方と、変わっている部分

があれば教えてください。

奥田課長

異動方針自体は変わらず、今回の議案にも上がっていませんが、実施要領というもう少し細かい事務手続きを定めたものがあり、そちらの文言の一部を削除いたしました。中学校の異動についてブロック制を敷いているのですが、そのブロック制自体は変えていないのですが、ブロック制を構成する経緯として当時の審議会の答申みたいなものを基にしていたのですが、あまりに時勢が合わず、その文言だけを削除させていただいたということがありましたが、実際の人事異動の内容については一切何も変わってないという状況です。

木野委員

幼稚園の方は変わり無しですか。

奥田課長

変わりはありません。

五十嵐教育長

今のブロック制について、もう少し説明していただけますか。

奥田課長

先ほどの説明のとおり異動希望を徴取するわけですが、小学校の教職員については異動希望の中で実際にどこに行きたいか学校名まで書いてもらい、3つほど優先順位をつけたものを徴取します。中学校についてはそれをしますと人気のある学校に偏ってしまうということがあって、いわゆる指導困難校を希望する教員がいないという形になってしまいます。それでは安定した運営が出来ないため、ブロック制として3ブロック設けて、困難校を分散させてブロックしか選択できないシステムにしました。そのブロックに希望のあったところで、困難校に指導力が高くこの者が適任だ、という者を適切に異動させられるようにブロック制を敷いたという経緯があり、今はそれで運用しています。

松浦委員

そのブロック制について聞いてもいいですか。

ブロック制というのが始まったのはいつ頃ですか。というのは、その困難校というのが変わっていないのか気になりまして。

奥田課長

十何年前というか、正確な年数はちょっと記憶にないのですが、高司中学校でかなり生徒が荒れた時に、この制度が出来たと記憶しています。当時、困難校といえば高司中学校や第一中学校だったと思うのですが、少し変わってきたところはあるのですが、今のブロック制が現在の困難校でも現状で

は上手いこと3つにばらけているという状態になっていますので、そこは大丈夫かなと思います。

松浦委員

ありがとうございます。

五十嵐教育長

春日井委員お願いします。

春日井委員

教えて欲しいのですが、今の人事異動の関係でいうと、小学校は学校名の希望を3つ指定できるのですか。これは今までの経過もあるかと思いますが、通常他の自治体では学校名までは希望を出さない、つまり異動の調整がなかなか困難になる、というような状況があるのですが、宝塚市ではその辺りはどういう経過があったのか確認です。

それから3年以上在勤というのも他の自治体では3年のケースもあれば6年とか、小と中を分けるとかいうケースがあります。これ小中支援学校含めて3年、新任に限らず対象ですよ。この辺りの経緯をご説明いただけるとありがたいと思っています。

奥田課長

ありがとうございます。

先に3年の異動方針ですが、仰るとおりこれは校種限らずですが、細かい経緯までは分かりません。人事異動の事務を進めるための具体的な実施要領を作成してまして、そこでは異動させるべき年数として新任教員については4年、そしてその他の教員については6年を一定の目途として、それ以上を超えると積極的に異動させる、という内規を設けております。異動方針に掲げているのは、あくまで3年以上は異動してもおかしくない対象だ、ということで、具体的に積極的異動としては今申し上げた年数と定めているところです。

もう一つが、小学校もブロック制にすべきではないかという議論がしばらく前からありまして、そこは教職員組合との協議が進んでいないところです。仰るとおり第3候補まで学校名を入れさせることにより、異動についてはなかなか苦慮してまして、どうしても希望外での異動となる者が複数人必ず出てきます。そうなる場合もあるという前提で希望を徴取していますが、異動先が希望外だということで不服をいう者が毎年必ず出てきます。中学校は先ほど申し上げた経緯で偏ると学校運営に支障が出るので

すが、小学校は今の所そういったことはあまり出てこないということがあります。あと、小学校でも困難な学校はありますので、そこは希望外でも力のある者を回していくということを、教育委員会の管理運営事項として適切にやっていくという姿勢の下でやっています。人事異動の調整の上で考えるとブロック制も敷けないかなと思っています。

今年度、各市町の異動方針について照会をかけ、異動調書もご恵与いただくようお願いしていますので、それらを参考にさせていただこうと思います。

春日井委員 そうですね。今、仰ったように中学校のブロックと小学校のブロックで、異動のやりやすさというより、全市的な状況を俯瞰的に見てより適切な人事異動を行うという視点での提案になるかと思いますね。こちらが動かしやすいとか動かしにくいとかいう観点は出すべきではない、という風に思っています。俯瞰的に見た時に、全体を考えた時に、ブロック制の方がバランスをとりやすいのではないかと思います。子どもの利益にも繋がっていくということですね。もう1点は分かりました。新任4年、他は6年という原則があって、しかしながら3年経てば異動の対象にはなる、というそういう二段階の提示をされているということですね。

奥田課長 はい。

春日井委員 分かりました。

五十嵐教育長 他にこの人事に関して、ご質問やご意見はございますか。

石井委員 確認ですが、異動希望は全員から聞いているのかということと、逆に行きたくない学校は聞いているのか、ということ。中には困難校に行きたいという先生もいるんじゃないかなと思いますが、そこは別で事務局として動いているのか、それとも調書の中で確認しているのかということ伺いたいのですが。

奥田課長 異動希望調書以外というのは無いのですが、異動希望調書の中に第3希望まで具体的に学校名やブロックを書けるところとは別の枠で、特に配慮して欲しい内容というのをフリーで書ける所があります。そこに色々な事情を書かれて、こういう学校は行きたくない、例えば公共交通機関だから

山手の方は行けないとか、そういうことを書いてらっしゃる人はいます。自分の生徒指導の力を試したいというケースももしかするといつかもしれませんので、そういうのはもちろん希望の所にも書いていでしょう。また、異動希望調書はまず学校長に提出することになっていますので、学校長が対教員にヒアリングを行って実情を把握した上で、職員課が学校長ヒアリングを2回行います。その中でこの教師がこういう思いを持っているとか、こういうのを得意としている、そういったことを全て聞き取りますので、その中で異動調整していく、そういう流れです。

石井委員

休職者の一覧が出てくる、休職者は基本異動無しじゃないですか。

冷静に考えたら、困難校に休職者が溜まってしまうケースがあって、結果、困難校に行きたいですという先生がいそうだなと思ったとしても、学校長との面談が無い限り事務局から働きかけることは出来ないですね。

奥田課長

ただ、異動の方針とかで、6年を超えてくると異動対象になり積極的に異動させますので、例えば困難校で経験年数が6年を超える者は別の学校へ異動させないといけないので、次に必ず誰か入れないといけない。困難校に異動希望がたまたまあったらいいですが、そうじゃない場合は、学校長のヒアリングの中で特に生徒指導などに力のある者、困難校に行って力を発揮しそうな者は、異動希望先の中に困難校を書いてなくても、異動させることもあります。

石井委員

それは学校長に、こちらからお願いしているってことですか。

奥田課長

学校長からのヒアリングで、その教師の資質、授業の力があるとか、生徒指導に力があるとか、色々な資質が分かると思います。例えば困難校で生徒指導に力があるとしたら、そういうものに長けた者を入れないといけないので、学校長のヒアリングや人事評価も全部見ながら“この者は”という者がいれば困難校に異動させることがあります。

石井委員

これまでそういうことをしていた、ということですか。

奥田課長

結果的に困難校が極端に療休の者が多い、ということは起きていないという形になります。

ただ、どうしてもそういう指導力のある者は、困難校から異動する時も、

石井委員

また困難校に異動ということがよくあります。

奥田課長

6年経って異動してまた困難校ですか。
ブロックごとに困難校がありますので、次のブロックも困難校に行くというケースはよくあります。

五十嵐教育長

よろしいでしょうか。
他にこの異動についてのご質問、ご意見は。
松浦委員。

松浦委員

この配置換のイのところで、経験年数とか年齢構成、男女比を考慮するとあるのですが、ICTのスキルの高い先生というのがどこかに偏ったりしないように、出来れば色々な学校でそういう中心になれるような先生を配置させるという配慮が、特に今必要かなと思います、一応、意見としてお伝えしたいと思います。

五十嵐教育長

来年度に向けて、それは大きな課題だと思っています。

春日井委員

意見です。先ほど教育長が仰った人事異動のこれまでの経過についてですが、教職員団体との関係が是正されてきているのは大事なことだなと思います。もちろん組合は必要な組織ですけども、この是正は大事だなと。先般、検証委員として教育委員と一緒に学校訪問させていただいたことが検証のプロセスとしてあったのですが、その時も何名かの学校長が今回の人事異動の方針はどうですか、と聞いたら、とても良いということと、是非継続してくださいと、また元に戻るとか後退することがないように、そこをきちんとやっていただきたい、という声を伺いました。ということで、この流れはとても大事な流れだなと思っています。

五十嵐教育長

これが成し得たのは、事務局も校長も頑張ったというのはあるのですが、1番には教職員の意識が変わってきたということが大きいと思っています。その1つには、事案のことについて皆が報告書を読んでこんなことがあってはならないと、気持ちを一つにできた事がすごく大きいなと思います。特に若い教職員は、やっぱりそうなんだと気付いてくれたなと思っています。今の団体のトップも書記長もまだ年齢的には若いですが、彼らもその事を口にしていただいていますので、変えるべきところは変えていかないと

けないと思っていると、そういう気持ちでいてくれるので、これからは一緒になって宝塚の教育を良くする方向に進めると期待はしております。だから止めることなくやってきます。

他にご意見、ご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

委員

(なし)

五十嵐教育長

ではご意見もないようですので、議案第25号 令和6年度（2024年度）宝塚市公立学校教職員異動方針の決定について、議案第26号 令和6年度（2024年度）宝塚市公立幼稚園教職員異動方針の決定について、は原案通り可決とします。

続きまして、議案第27号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算（第8号）（案）の提出について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長

議案第27号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算（第8号）（案）の提出について意見を申し出ることについて、内容を御説明申し上げます。追加でお配りしている資料の1ページ目をご覧ください。

本件は、令和5年度一般会計補正予算（第8号）（案）のうち、教育委員会関係予算に関しまして、令和5年12月市議会（定例会）に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に次の予算案をもって意見を申し出るものです。

令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算（第8号）（案）につきましては、歳出予算に38万7千円を増額し、総額を51億2,317万円といたします。

資料2枚目、第1表歳入歳出予算補正、と書いてあるページです。

今回の38万7千円の増額につきましては、職員課分の歳出になります。

12月補正予算説明資料をご覧ください。

今回追加するのは職員課所管分の教職員総務事業の共済費38万7千円です。内容としましては人事院勧告によりまして会計年度任用職員（月額以外）の期末手当の支給月数が引き上げられることに伴いまして、職員の共

済組合負担金及び社会保険料が増額になることにつきまして、その増額分を追加しようとするものです。説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長 職員課の予算が38万7千円増額となります。

では、ご質問ご意見ありましたらお願いします。

委員 (なし)

五十嵐教育長 この件については特によろしいでしょうか。

それでは議案第27号 令和5年度教育委員会所管一般会計補正予算（第8号）（案）の提出について意見を申し出ることについて、は原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございました。

本日の予定の案件は以上ですが、他にご報告いただくことはございますか。

岡本課長 ございません。

五十嵐教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時30分